法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

〈資料紹介〉丸子警報器労組関係資料

新原, 淳弘 / NIIHARA, Atsuhiro

(出版者 / Publisher)
法政大学大原社会問題研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌
(巻 / Volume)
776
(開始ページ / Start Page)
43
(終了ページ / End Page)
57
(発行年 / Year)
2023-06

■資料紹介

丸子警報器労組関係資料

新原　淳弘

はじめに
1　資料群の概要と整理の経過
2　丸子警報器事件
おわりに

はじめに

法政大学大原社会問題研究所では，2020 年 7 月 21 日に OISR.ORG 統合データベースにおいて，「丸子警報器労組関係資料」〔受入番号 201903〕（564 件 828 点）を公開した。本資料群は，「丸子警報器事件」として知られる女性臨時社員と正社員の賃金差別解消をめぐる裁判の記録が多く含まれている。この事件は，「正社員の 8 割以下の賃金は公序良俗に反する」との地裁判決で注目を集め，高裁において労働者側の勝利となる和解で終結したものである。本稿では，①目録公開にいたるまでの資料整理の経過，②公開資料を通じて丸子警報器事件を振り返ることで，資料整理の成果を示したい [(1)]。

1　資料群の概要と整理の経過

(1)　整理の経過

受け入れ時点の資料の状況・現状記録と作業方針の策定・目録作成・保存処置にいたる一連の資料整理の経過を記す。本資料群は，JMITU（日本金属製造情報通信労働組合）丸子警報器支部・塩之入安男氏より法政大学大原社会問題研究所が寄贈をうけ，原資料を 2019 年 11 月 5 日に受け入れた。分量としては，段ボール 19 箱になり，1970 年代～ 2000 年頃までの組合資料・裁判資料などが主な資料である。

資料の受け入れには，大阪教育大学・三輪泰史氏からの情報提供と仲介により，仮目録のデータ提供（564 点）があったことが背景にある。仮目録は資料を収納している段ボール箱にも添付され

(1)　本稿は月例研究会報告「丸子警報器労組関係資料整理の成果と課題」（2021 年 3 月 17 日，オンライン形式）をもとに加筆・修正を行なっている。研究会における報告の概要については，拙稿「月例研究会　丸子警報器労組関係資料整理の成果と課題」『大原社会問題研究所雑誌』752 号，2021 年 6 月参照。

ており，内容物を一覧することが可能になっている。仮目録の項目は，仮番号（箱番号と資料通番で作成された５桁の数字）・史料番号（未記入）・史料内容・作成→宛先・作成年・形状・数量・備考の８項目である。研究所データベースで公開するにあたっては，項目の調整や情報量を追加する整理作業が必要であった。また，原資料には，通番を記した付箋が差し込まれている状態であるので，中性紙封筒へ収納するなどの処置を行なうことで保存環境の改善を図った。

(2) 整理作業

受け入れ作業（現状記録作業）として，現状記録写真を撮影した上で，整理状況の確認を行なった。確認作業では，使用している段ボール箱の情報，箱書などの情報，資料の形態と箱の大きさを表にまとめた（表）。その結果，箱書きと内容物が異なっており，直接的な関係性がないことがわかった。これは，本資料群が，仮目録の作成を含めて数回の整理や移動を受けていたことを反映しているものである。

仮目録と受け入れ作業で得られた情報をもとに作業方針を検討した。原則として，１点の同定識別が可能となるレベルを目標とし，仮目録の体系を現秩序と考えて整理をすすめることにした。そのため，仮目録作成時に付与された番号が，そのまま資料番号の親番号となる。封筒で一括されて

表　整理状況の確認

箱番号		資料番号	箱	箱書	内容	法量
箱１	茶色	１ ～ 25	味しらべ	重要	ファイル	33.5 × 25.5 × 34.5
箱２	緑色	26 ～ 53	いろはすスパークリングれもん		バラ	41.5 × 28.5 × 21.5
箱３	紫色	54 ～ 83	〔無地〕	吉池	ファイル／ノート／バラ	50.0 × 34.0 × 25.0
箱４	赤色	84 ～ 115	〔無地〕		バラ	50.0 × 34.0 × 25.0
箱５	水色	116 ～ 136	〔無地〕	吉池	ファイル	50.0 × 34.0 × 25.0
箱６	黄色	137 ～ 164	らいでん　メロン	厚生部	ファイル／袋入り資料／バラ	45.0 × 35.0 × 18.5
箱７	黒色	165 ～ 195	〔無地〕	吉池	ファイル／冊子	41.5 × 39.5 × 18.5
箱８	赤色	196 ～ 213	スリーボンド	田村敏さん資料	冊子／ファイル	52.0 × 24.5 × 22.0
箱９	茶色	214 ～ 240	〔無地〕		ファイル	50.0 × 34.0 × 25.0
箱10	緑色	241 ～ 264	マイク		ファイル／冊子	42.0 × 39.0 × 19.0
箱11	紫色	265 ～ 290	壁掛扇風機		ファイル	42.0 × 24.0 × 36.5
箱12	赤色	291 ～ 312	ボックス扇風機		ファイル	39.5 × 22.5 × 45.0
箱13	緑色	313 ～ 348	UniYue		ファイル	60.6 × 26.5 × 42.5
箱14	黄色	349 ～ 388	16枚ばかうけ（ごま揚）		ファイル	54.0 × 25.5 × 26.5
箱15	黒色	389 ～ 402	森林の恵み		黒表紙冊子／ノート	41.5 × 26.5 × 22.5
箱16	紫色	403 ～ 415	塩原高原ほうれんそう		黒表紙冊子	45.5 × 35.6 × 36.0
箱17	赤色	416 ～ 434	コーンポタージュスナック		袋入り資料	47.0 × 25.7 × 24.0
箱18	緑色	435 ～ 525	通箱	裁判資料	バラ／綴	46.8 × 39.5 × 28.0
箱19	黄色	526 ～ 564	60g ポテトチップスウスシオアジ 12		バラ／綴	32.0 × 31.0 × 21.0

丸子警報器労組関係資料，2019 年 11 月 27 日作成。

図１　簡易的な保存処置例（中性紙封筒への収納と背ラベルの貼付）

いる資料，ファイルに折り込み一括されている資料を中心に枝番号を付与して細目録を作成した。

枝番号を発生させない（細目録を作成しない）場合でも，仮目録を尊重しながら情報を追加している。たとえば，仮目録では，ファイル名のみの記述である資料に対しては，内容（2 ～ 3 点程度）を加えているなど，必要に応じて情報量の調整を行なっている。

仮目録では１項目であったものを，データベースに対応するように，「史料名」→「タイトル」・「内容」に分割，「作成→宛名」→「作成」・「宛名」に分割して形式を整えた。また，資料１点ごとの法量（サイズ）の計測が行なわれていないので追加した。

目録作成作業は，データベースの項目を反映した資料整理フォーマット（Excel）に入力し，番号・枝番・タイトル・作成者・宛名・年月日・内容・記述法・用紙・数量・サイズ・備考の 12 項目について記述を行ない，細目録を作成した。

(3)　保存処置と公開

原資料の保存にあたっては，資料の状況に応じて，文書封筒への収納や挟み込み文書を紛失しないように簡易的な保存処置を行なった。同時に，閲覧利用に供するため，請求記号（資料群名＋資料番号）を記したラベルシールと資料のタイトルを記載した背ラベルを添付した（図 1）。整理を終えた資料は，資料保存箱へ収納を行ない，小型の保存箱（42.5 × 32.8 × 23.0）32 箱（次頁図 2）と大型別置（52.0 × 38.5 × 26.0）1 箱（次頁図 3）の合計 33 箱に納めた。研究所の資料整理では，大型の資料保存箱を使用することが多いが，今回は重量があることを考慮して，小型の箱を使用した。整理作業を終えた資料は，資料室の書棚に配架し，保管している（次頁図 4）。

目録情報は，データベースで公開を行なっており，いつでも検索することが可能である。研究所ホームページにある「資料検索」ボタンから「全書誌情報検索機能」へアクセス [(2)] し，キーワードを「丸子警報器」，対象となるデータベース：「全解除」と「史料」に☑，カテゴリ選択：「OISR.ORG 統合データベース」に☑とした上で検索を行なうと目録情報（828 件）を得ることができる [(3)]。

---

(2)　「全書誌情報検索機能」の URL（https://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/search2/）。

(3)　資料点数に関する数字について補足する。仮目録（受入れ時点）は 564 点，枝番を付与した整理作業後は 564 件 828 点，データベース上の件数（レコード数）828 件となる。それぞれの時点での解釈・表記が異なっているためであり，物量の増減が発生したわけではない。

図２　小型の保存箱

図３　大型の保存箱

図４　資料室での保存

図５　資料群の構造

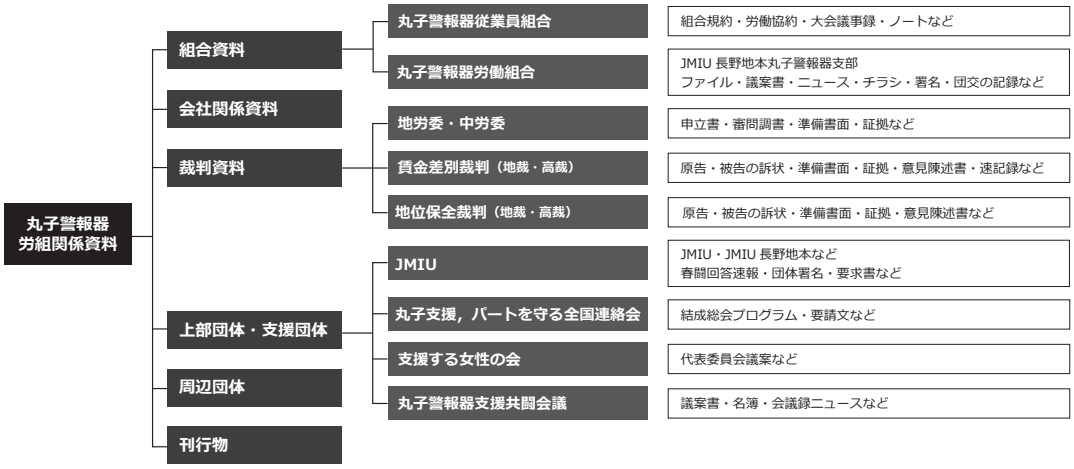

出所：筆者作成

整理作業の結果明らかになってきた資料群のおおまかな構造を示すと図５のようになる。主に，組合資料（丸子警報器従業員組合・丸子警報器労働組合），裁判資料，上部団体や支援団体にかかわる資料で構成されている。裁判関係の資料では，地労委・中労委，地裁・高裁における賃金差別裁判，地位保全裁判の訴状や準備書面，意見陳述書が中心となっている。支援団体の記録も含まれており，資料群全体が「丸子警報器事件」にかかわる一連の動向を反映している。

2　丸子警報器事件

丸子警報器事件は，裁判にいたるまでの経過を含めると，女性臨時社員の雇用と賃金格差，従業員組合から労働組合への改組（1973 年），会社側の「 組合活動の妨害 」と労使間対立の拡大，裁判での決着という複雑かつ長期的な事件となっている。ここでは，便宜的に，(1) 事件の概要，(2) 労働組合の成立と活動，(3) 裁判，(4)「運動で勝ち，裁判で勝つ」に区分けし，整理された資料を中心に，既存の成果を踏まえながら，丸子警報器事件を振り返ることにしたい。

(1)　事件の概要

①刊行物

この事件は，労働問題の教科書や判例研究などで取り上げられ，とりわけ，原告側・被告側の弁護士が法律の雑誌に寄稿したものなど多くの成果が見られる[(4)]。ここでは，刊行物で出版されているもの３点を紹介する。

1)『パート・臨時だって労働者――新しい扉ひらいた丸子警報器の仲間』[(5)]

当事者である女性臨時社員 28 名が，「差別を許さない」と立ち上がった経緯，「原告たちのことば」として想いをまとめた文章，全労連議長とＪＭＩＵ丸子警報器支部委員長との対談，各方面からのメッセージが記されている。

2)『女性活躍「不可能」社会ニッポン 原点は「丸子警報器主婦パート事件」にあった !』[(6)]

労働ジャーナリストの渋谷龍一氏が，「主婦パート問題」に着目し，「非正規労働問題」のメカニズム・たたかう主婦パートの現実（リアル）を取りあげた上で，「丸子警報器事件」を取材に基づきまとめたものである。

3)『日本女性差別事件資料集成 7』（第３～７巻）[(7)]

丸子警報器事件の訴状・準備書面・陳述書などを丸子警報器支部所蔵資料（本資料群）から選び出し，写真版として集成したものである。資料の収集・刊行にあたっては，当事者のうち４名がかかわっており，時系列で編集されているので，裁判の経過を知ることができる。

---

(4)　国立国会図書館での検索（NDL オンライン）では，丸子警報器と検索するだけで，89 件の結果を得られる（2023 年２月 21 日最終検索）。

(5)　丸子争議支援共闘／丸子支援，パートまもる全国連絡会編，学習の友社，2000 年。

(6)　渋谷龍一著，旬報社，2016 年。

(7)　すいれん舎，2012 年。

図６　丸子警報器労組関係資料 No.296
「丸子警報器株式会社　従業員推移表　売上高・当期利益推移表」

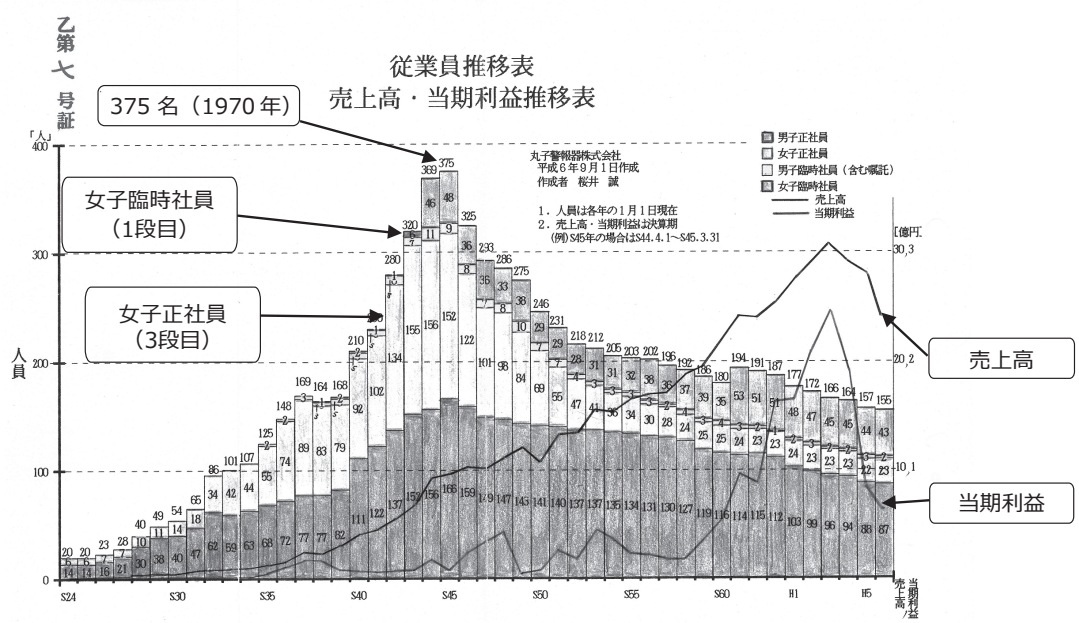

注：1994 年９月。グラフ上の矢印加筆は筆者による注記。

②丸子警報器株式会社と女性臨時社員の雇用

丸子警報器株式会社は，長野県小県郡丸子町（現上田市）に，1949 年 12 月設立された自動車用警報器等の製造販売会社である。この周辺では，比較的大きな会社であり，現在も同じ場所で操業を続けている。主な製品は，自動車用クラクション（ホーン）・自動車用リレー（パワーウィンドウ・熱線・ヒーター等に使用）・自動車用電子製品である [8]。主な取引先は，トヨタ自動車株式会社・富士重工・いすゞ自動車・ダイハツ工業株式会社などであり，トヨタグループへの売り上げが中心を占めている。1994 年２月時点での会社役員は，会長・取締役・監査役が長野トヨタ自動車の関係者であった。

社員数については，1969 年３月 31 日時点で 387 名であり，1994 年１月１日時点では 155 名である [9]。従業員の推移と売上高・利益との関係は，会社作成の証拠書面により視覚的に理解しやすくなっている（図６）。この図にあるグラフによると，社員数は，創業以来増加傾向をたどり，1970 年に 375 名と最大になっている（同年１月１日時点）。それ以降減少に転じているのがわかる。その内訳をみると，1970 年までの増加局面では，男性正社員と女性正社員は，ほぼ同じ比率となっている。1968 年から女性臨時社員の雇用がはじまると，女性正社員の数が減少し，女性臨時社員の割合が大きくなる形で社員構成の変化が顕著となっている。その間，順調に売上高を増加させ，

(8)　丸子警報器労組関係資料 No.296。
(9)　丸子警報器労組関係資料 No.235 による。なお，会社のホームページによると，従業員は，現在 100 名である（2023 年２月 21 日最終確認）。

利益も増加させている[10]。つまり，社員数の減少を定年退職者の再雇用や近隣の主婦採用で補い，人件費を抑制することで利益を得ていることが読み取れる。

女性臨時社員の雇用は，1968 年に荻原よし子さん・永井喜ぬ代さんらの雇用からはじまり，1970 年代に本格化する。裁判での証拠などによると，会社は，「主婦でも働ける」「2 ヵ月契約は形だけです」「絶対に首にはしません」などという言葉で説明を行なっていたようである[11]。契約書類上は，4 か月から 2 か月契約の繰り返しによって雇用が行なわれているが，実態は，契約書の手書き署名が間違えていたり，名前を記したゴム印で押印されていたりと不可解なものであった。

賃金面では，正社員と同じ業務にもかかわらず，25 年勤務していた場合，直近の 3 年間では，3,119,997 円の格差が発生している。一方で，会社には約 31 億円の内部留保が存在している[12]。

(2) 労働組合の成立と活動

①従業員組合から労働組合へ

丸子警報器株式会社には，労働者団体として丸子警報器従業員組合が存在する（1949 年 12 月 15 日設立）。ただし，会社と従業員組合との間では，「労働協約」（1956 年 8 月 21 日制定）が締結されている。この中で，とくに注目されるのは，「第 14 章 平和義務」であり，争議行為を行なわない（第 100 条）・損害賠償（第 102 条）・懲戒解雇・処分（第 103 条）が規定され，事実上，会社に対してモノを言わないことを制度化している点である[13]。このような従業員組合の性格は，定期大会の大会議事録をみてもわかる。B5 判ノートに記された大会の記録は，わずか 3 ページ分（見開き）であり，大会の実態は，文化部・体育部・厚生部の文化活動報告と予算決めであった。（次頁図 7）。

丸子警報器労働組合（1973 年 3 月 20 日設立）が塩之入安男委員長を中心に組織され，労使協調の従業員組合から本格的な労働組合へと転換が図られた。組合成立当初は，労働協約の改定・労働条件の改善・女性臨時社員への賃金差別の解消が課題であった。また，改組による変化は，「第 1 回定期大会議案」に現れている。春闘と妥結内容などの活動報告，秋季年末闘争や労働協約・退職金規定の改定が運動方針案として検討されていることからも，組織の変化をみることができる[14]。

②労使対立の激化

労働組合側は，1974 年の「国民春闘」において，賃上げの要求団交と 16 日間ストライキを決行した。それに対応する形で，会社側は，社長と連絡がとれない・警告書の乱発・ロックアウト形での抵抗を行なった。この間の労働側と会社側の応酬はビラや郵便物でも確認できる。会社側は，従業員にストライキ中の賃金を支払わないことを郵便物で伝えた（次頁図 8）。一方で，労働組合側は，丸子町に住む人に対し，ストライキへの理解を求め，会社側の態度を訴えている（次々頁図 9）。

(10) 丸子警報器労組関係資料 No.296。
(11) 丸子警報器労組関係資料 No.291。
(12) 丸子警報器労組関係資料 No.545-5。
(13) 丸子警報器労組関係資料 No.15。
(14) 丸子警報器労組関係資料 No.131。

図７　丸子警報器労組関係資料 No.44〔ノート〕「1970 年度上半期定期大会」（1970 年４月 17 日）

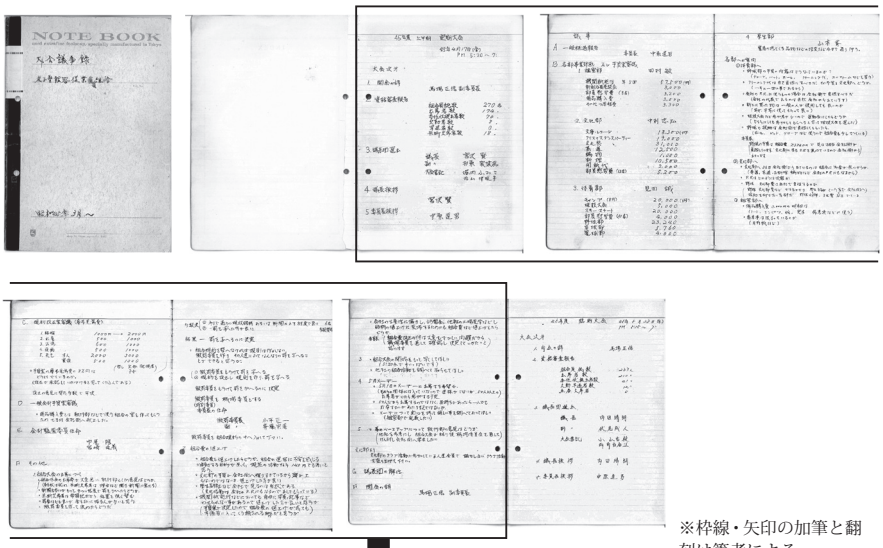

※枠線・矢印の加筆と翻刻は筆者による。

45 年４月 17 日（金）　PM5：20～7:
大会次第
１．開会の辞
２．資格審査報告
３．議長団選出
議長挨拶
委員長挨拶

議事
A　一般経過報告
B　各部事業計画及び予算案審議
　１．組宣部　２．文化部
　３．体育部　４．厚生部

各部への質問
　①体育部へ　②文化部へ　③組宣部へ
C　規約改正案審議（慶弔見舞費）
D　一般会計予算案審議
E　会計監査委員任命
F　その他
　1　組合大会の出席について
　2　組合費の値上げ
　3　組合大会の開始をもっと早くしてほしい
　4　五月メーデー
　5　春のベースアップについて執行部の意見はどうか
文化部より
G　議長団の解任
F　閉会の辞

図８　丸子警報器労組関係資料 No.430 〔書簡〕「従業員の皆様へ」（1974 年５月）

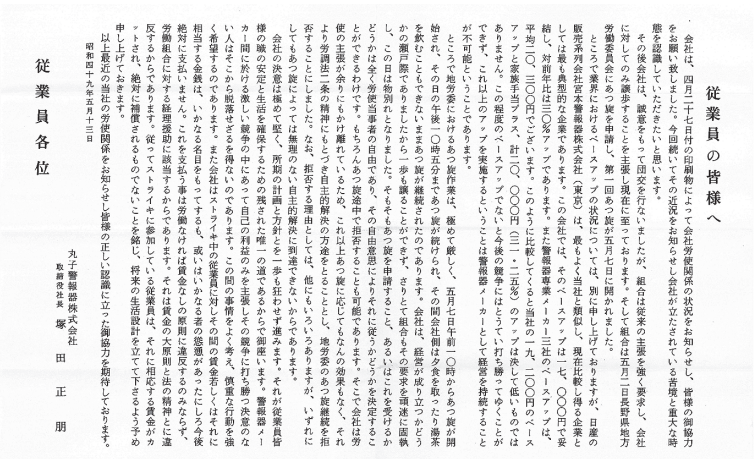

従業員の皆様へ

会社は、四月二十七日付の印刷物によって会社労使関係の状況をお知らせし、皆様の御協力を願い致しました。今回続いてその近況をお知らせし会社が立たされている苦境と重大な時態を認識していただきたいと思います。

その後会社は、誠意をもって団交を主張し現在に至っております。そして組合は五月二日長野県地労委に対してのみ譲歩することを主張し、第一回あっ旋が五月七日に開催されました。

ところで業界における「ベースアップ」の状況については、別に申し上げておりますが、日産の販売系列会社宮本警報器株式会社（東京）は、最もよく当社と類似し、現在比較し得る企業としては最も典型的な企業であります。この会社では、そのベースアップは一七、〇〇〇円で妥結し、対前年比は三〇％アップであります。また警報器専業メーカー三社のベースアップは、平均二〇、三〇〇円でございます。このように比較してくると当社の一九、二〇〇円のベースアップと家族手当プラス、計二〇、〇〇〇円（三一・二五％）のアップは決して低いものではありません。この程度のベースアップでないと今後の競争にはとうてい打ち勝ってゆくことが不可能ということであります。

ところで労委におけるあっ旋作業は、極めて厳しく、五月七日午前一〇時からあっ旋が開始され、その日の午後一〇時五分まで長あっ旋が続けられ、その間会社側は夕食を取ったり煙草を飲むことも出来ないままあっ旋が継続されたのであります。会社は、経営が成り立つかどうかの瀬戸際でありましたから一歩も譲ることができず、さりとて組合もその要求を固迷に固執し、この日は物別れとなりました。そもそもあっ旋を申請することは、あるいはこれを受けるかどうかは全く労使当事者の自由意思によりそれに従うかどうかを決定することができるわけです。もちろんあっ旋途中で拒否することも可能であります。そこで会社は労使の主張が会ありにもかけ離れているため、これ以上あっ旋に応じてもなんの効果もなく、それより労調法二条の精神にもとづき自主的解決の方途をとることとし、地労委のあっ旋継続を拒否することにしました。なお、拒否する理由としては、他にもいろいろありますが、いずれにしてもあっ旋によっては無理のない自主的解決に到達できないからであります。

会社の決意は極めて堅く、所期の計画と方針とを一歩も狂わせず進みます。それが従業員皆様の職の安定と生活を確保するための唯一の道であるからであります。警報器メーカー間に於ける激しい競争の中にあって自己の利益のみを主張しその競争に打ち勝つ決意のない人はそこから脱落せざるを得ないのであります。この問の事情をよく考え、慎重な行動を強く希望するのであります。また会社はストライキ中の従業員に対しその間の賃金若しくはそれに相当する金銭は、いかなる名目をもってするも、或いはいかなる者の慫慂があったにしろ今後絶対に支払いません。これを支払う事は労働なければ賃金なしの原則に違反するのみならず、労働組合に対する福理厚生援助に該当するものであります。それは賃金の大原則法の精神とに違反するからであります。従ってストライキに参加している従業員は、それに相応するの賃金がカットされ、絶対に補償されるものでないことを銘し、将来の生活設計を立て下さるよう予め申し上げてお きます。

以上最近の当社の労使関係をお知らせし皆様の正しい認識に立った御協力を期待しております。

昭和四十九年五月十三日

丸子警報器株式会社
取締役社長　塚　田　正　朋

従業員各位

図９　丸子警報器労組関係資料 No.416-9
〔ビラ〕「地域のみなさんへ」（1974 年４月）

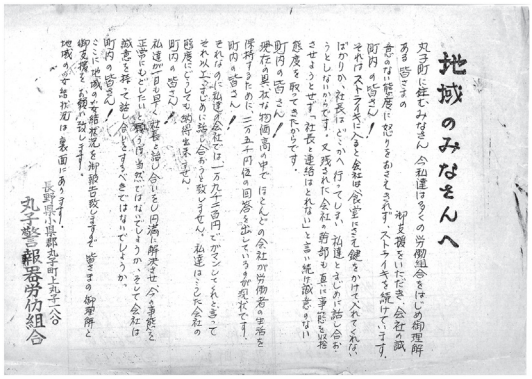
地域のみなさんへ

丸子町に住むみなさん　今私達はうるくの労働組合をはじめ御理解
ある皆さまの
意ならば能度に思うもおさとされます　御支援をいただき、会社の誠
町内の皆さん！　ストライキを続けています。
それ行ストライキに入ると会社は食堂までを使をかけて入れてくる私達
ばかりか、社長はどこかへ行ってしまい、私達と直ちに話合おう
うとしないからです。又残された会社の前期も以拾
させようとせず、「社長と連絡はとれない」と言い、誠意もない
態度を取ってきたからです。
町内の皆さん！
現在の異状な物価高の中で　ほとんどの会社の労働者の生活を
保持するために、二万五千円位の回答を出しているが現状です。
町内の皆さん！
それなのに私達の会社では「一万九千三百円」でがまんしてくれと言って
それ以上まじめに話し合おうとも致しません。私達はこうした会社の
態度にどうしても納得出来ません。
町内の皆さん！
私達が自ら早く社長と話し合いをし円満に解決する事を会社も勇気と
正常にもどしたい。願うは当然ではないでしょうか。そして会社は
誠意を持って話し合いをするべきではないでしょうか。
町内の皆さん！
ここに地域の方々に御協力を願います。皆さまの御理解と
御支援を　私達は御期待致します。
長野県小県郡丸子町上丸子八〇
丸子警報器労働組合

図 10　丸子警報器労組関係資料 No.208
〔冊子〕「これが JMIU です」（部分）1989 年
※「いくつかの疑問に答える」の１項目。

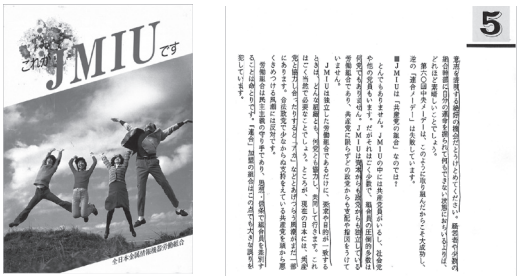

労働組合側と会社側の対立が激しくなる中で，幹部社員・臨時傭員・組合未加入社員を会員とする「協友会」（1988 年５月 19 日発足）が突如出現することになる。この会は，丸子町内の飲食店での飲み会などを実施するなど，会員相互の親睦会である一方で，実態は，会社側が臨時社員に対し，「組合に協力しないよう」にすることを求めるなど組合対策の組織であった[15]。

会社側による労組敵対政策が増強される中，労働組合は，上部組織への加盟を決意する。上部組合に加入することに対しては，地元労組協議会が行なう手法の押しつけや特定政党を軸とする政治活動への不信感を持っていた。このことは，JMIU への加入を促すパンフレットに書かれている「資本からも政党からも独立している」という部分を強調して傍線加筆をしていることもわかる（図 10）。その後，1989 年 12 月に，丸子警報器労働組合は，上部団体となる全日本金属情報機器労働組合（JMIU）へ加盟した。

上部団体からの助言により，組合は，臨時社員の労組加入（1990 年７月）をすすめ，組織力を強化した。一方で，会社側より，臨時社員の労組脱退要求やチェックオフ（上部団体加盟による組合費の増額分の徴収）の拒否などの「不当労働行為」を受けることになった。そのような状況の中，突如として，臨時社員のみに適用する就業規則「特殊従業員規則」（1973 年８月 10 日実施）が現れた。

③地労委救済申立

1991 年秋闘では，会社側による「団交拒否」と「不誠実団交」が強まった。とりわけ，団体交渉の人数制限･外部関係者の拒否，ワッペン着用[16]，労働組合の組合旗が問題となった。交渉が進展しない中，労働組合側は，1991 年 11 月に長野地方労働委員会へ不当労働行為救済の申立を行なった。地労委での審議においては，1992 年７月 22 日に現場検証が行なわれ，敷地内の組合旗の位置確認が実施された（次頁図 11・12）。審議の結果，組合側の主張を認める救済命令が出された

(15)　丸子警報器労組関係資料 No.292。
(16)　丸子警報器労組関係資料 No.549-1。

図 11　丸子警報器労組関係資料 No.114
〔写真〕「地労委現場検証」（1992 年 7 月 22 日）

図 12　丸子警報器労組関係資料 No.549-1
「組合旗掲示場所」
※矢印の加筆は筆者による。

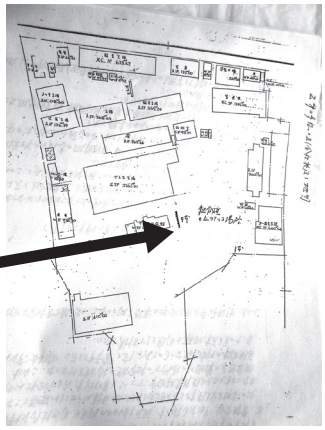

が（1993 年 4 月 20 日），会社側は救済命令を受け入れず，中央労働委員会に再審査を求めた。

会社側の組合切り崩し工作もすすみ，1992 年 3 月 21 日に突然 10 人分の労組脱退届が提出され，第 2 組合である「マルコホーン労働組合」（1992 年 5 月 28 日設立）が出現した。労働組合側も，第 2 組合設立の経過や何故作るのかなどの分析を行ない，組織強化や具体的行動を検討している[17]。

図 13　裁判の流れ

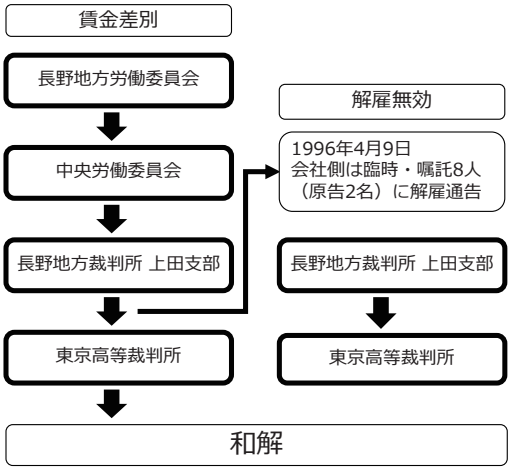

出所：筆者作成。

(3)　裁判（図 13）

裁判で決着をつけることは，「20 年位前より臨時者の待遇改善を要求して来たが，地労委の問題といっしょにこの問題をやって行こう」「裁判所で負けて金をとられるなーと思えばわかるかなーと　社長はケチなので」という，1993 年 10 月 14 日の全体学習会における岩下智和弁護士の話により検討がはじまった。「2 年くらい」とういう時間感や「臨時者と正社員との差（賃金）はなぜ出ているのかを裁判で求める」という前向きな発言が出る一方で，「（裁判は）おっかないというイメージ」「“会社にたてついたら” の心配」の声も出ていた（次頁図 14）。

1993 年 10 月 20 日に原告：女性臨時社員 28 名，被告：丸子警報器株式会社とする裁判が長野地方裁判所上田支部に提起された。賃金差別の解消と過去 3 年間における格差賃金の支払いを求める

(17)　丸子警報器労組関係資料 No.178・No.219。

図 14　丸子警報器労組関係資料 No.396「裁判に向けての全体学習会」（1993 年 10 月 14 日）
※枠線・矢印の加筆と翻刻は筆者による。

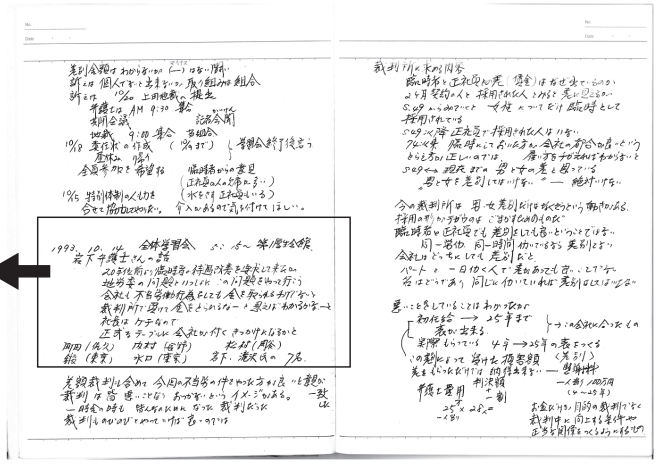

岩下弁護士さんの話
・20年位前より臨時者の待遇改善を要求して来たが、地労委の問題といっしょにこの問題をやって行こう
・会社も不当労働行為をしても金を取られるわけでないと

図 15　丸子警報器労組関係資料 No.291「作業実態の説明図と写真」

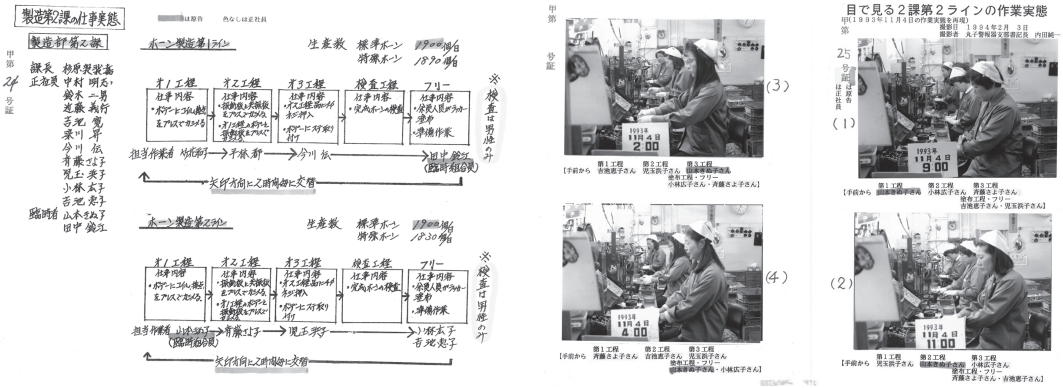

損害賠償訴訟であり，全 13 回の公判が開かれた。その中でも，第 2 回公判（1994 年 2 月 23 日）では，原告の 2 人により，リレー組立の工程において，正社員と臨時社員の仕事が異ならないことが説明された。提出された証拠書面では，各課における仕事実態を手書きの図を作成し，工程と担当作業者，交代時間を示している。同時に，「目で見る 2 課第 2 ラインの作業実態」では，写真 4 枚を使い，2 時間ごとに同じ人物が順送りに移動して各工程の作業を行なっていることを表現している（図 15）。また，1995 年 7 月 5 日には，裁判官が直接現場に赴いてビデオで状況を撮影する現場検証が実施された。

裁判における原告の意見陳述は，入社時の面接の状況や仕事内容などを中心に行なわれた。証拠として提出された「私は訴えます」は，入社の経緯や格差の不合理を訴える内容も重要であるが，修正液での修正跡や，二重丸を付すなどの強調などをみると切実に訴えていることがわかる[18]。

1996 年 3 月 15 日に，長野地裁上田支部にて原告勝利の判決が出された。臨時社員採用の合理性・男女差別の有無などが争点であったが，とりわけ，同一労働・同一賃金の原則について，「正

(18)　丸子警報器労組関係資料 No.291。

社員の8割以下は公序良俗に反する」という判断が注目された。この判決は，全国的に報じられ，本資料群にもスクラップブックや記録集という形で資料が残っている[19]。地裁判決を受けて会社側が控訴し，労働組合側も8割以下という基準をめぐって控訴し，東京高等裁判所で審理されることになった。

地裁判決後，会社側は臨時・嘱託社員8名の解雇を通告した（1996年4月9日）。その中には原告2名が含まれているため，この解雇の無効と地位保全を求める裁判が提起された。地裁・高裁で審理が行なわれ，解雇無効が認められることになった。賃金差別をめぐる裁判についても，併行して審理が進められ，1999年11月29日に和解が成立した。

（4）「運動で勝ち，裁判で勝つ」

この事件の特徴の一つは，労働組合が使用した「運動で勝ち，裁判で勝つ」という言葉のように，支援共闘会議の結成・トヨタ要請活動・署名活動など様々な運動であった。ここでは，活動記録やチラシなどの資料を中心にして取り組みを紹介する。

①支援共闘会議の結成

支援共闘会議は，丸子警報器支部の完全勝利を勝ち取るために結成され，地労委申立て項目の全面勝利・職場に組合活動の自由と労使対等の原則を確立することを目的に活動を行なった。1993年1月20日の「丸子警報器支部闘争第25回対策会議議案」に，県労連・JMIU長野地本・上小労連・オルガン針労組が呼びかけ組合となり，支援共闘会議を結成することが議論されている。ここに記載されたメモ書きからは，500人程度を想定していたことがうかがえる。役員については，配置案を見ると，議長を中心に呼びかけ人や各参加組織の代表者で構成することが検討されていた（図16）。その後，1993年3月7日の集会で支援共闘会議が結成された。加盟団体は，1993年2月4日現在で，県単産関係（15団体）・地区労関係（9団体）・金属関係（10団体）・運輸関係（2団

図16　丸子警報器労組関係資料No.219「丸子警報器闘争支援共闘会議役員配置（案）」（1993年1月）

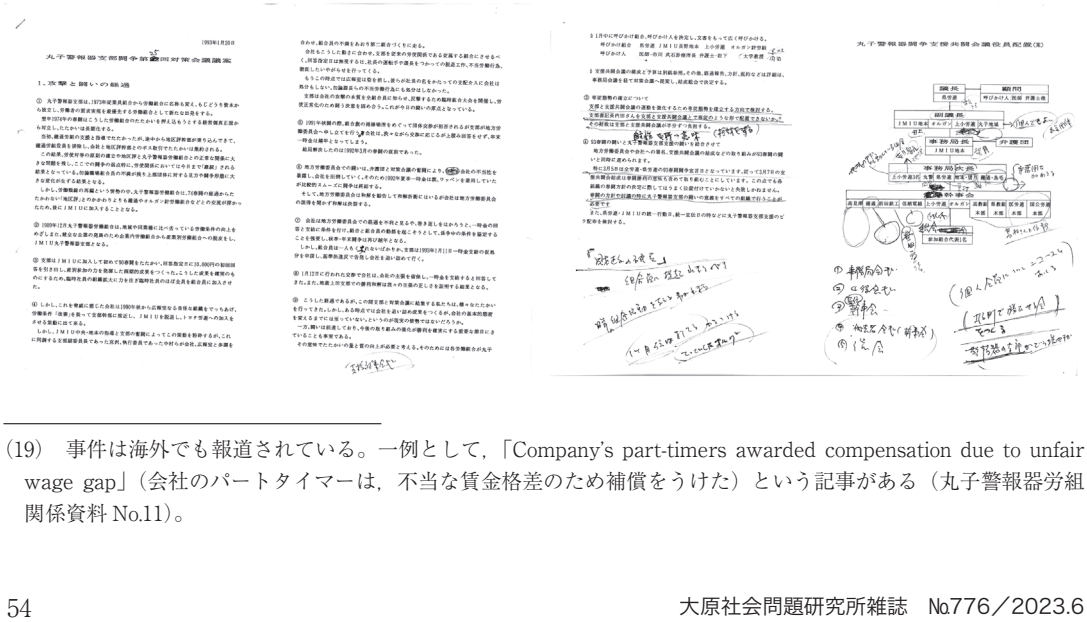

---

(19)　事件は海外でも報道されている。一例として，「Company's part-timers awarded compensation due to unfair wage gap」（会社のパートタイマーは，不当な賃金格差のため補償をうけた）という記事がある（丸子警報器労組関係資料No.11）。

体）・通信関係（1団体）・年金者関係（2団体）・上小地区（16団体）・民主団体（6団体）であった[20]。

②トヨタ販売店要請活動

丸子警報器株式会社会長が長野トヨタ自動車の社長であり，製品の納入先がトヨタ自動車であるため，支援共闘会議などが販売店へ要望書を手渡し，社会的世論による包囲を行なう要請活動を行なった。1993年9月11日の活動では，長野県内のトヨタ系列の販売店に赴き，店長に直接訴えた。要請書を渡すだけでなく，対話による包囲行動を目指していたが，活動報告書を見ると，「不在であった」「事前に情報を察知されていた」などの結果であった[21]。

③地域での署名活動

裁判所に勝利解決を要請するなどの様々な署名活動が行なわれた。個人のお宅を訪問する，あるいは，労働組合や団体に対して団体署名や個人署名を求めることですすめられた（図17）。他にも，地域における活動の中には，地元の丸子町議会に対して，「丸子警報器の争議の早期全面解決に関する決議を求める請願書」[22]を提出するなどの取り組みもみられた。

支援活動の中では，多くの種類のチラシが作成・配布された。パート・臨時者の差別撤廃を求める闘いへの支援・丸子警報器や長野トヨタを名指ししての決断を求めるチラシ・全面勝利や和解を伝えるものなど様々である（図18）。支援共闘会議や支援する女性の会などの支援団体は「パー

図17　丸子警報器労組関係資料No.314「地域での署名活動」

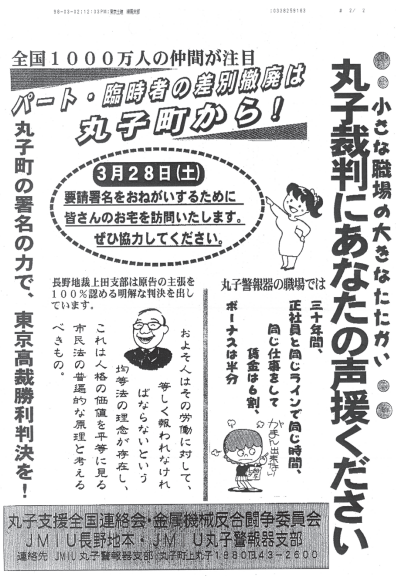

図18　丸子警報器労組関係資料No.82「チラシを通じての主張」

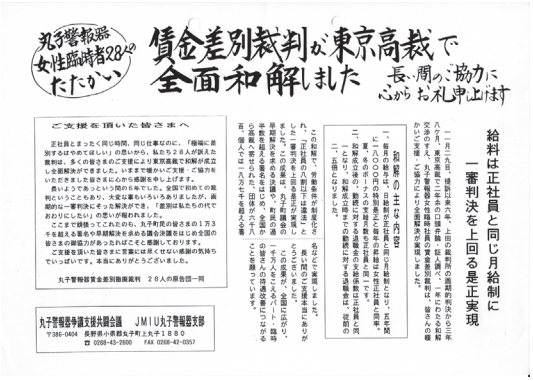

(20)　丸子警報器労組関係資料No.47。
(21)　丸子警報器労組関係資料No.280。
(22)　丸子警報器労組関係資料No.433-2。

ト・臨時者差別撤廃へ　新しい扉を開いて」というチラシを作成している[23]。

④裁判での勝利

高裁における和解の後，1999年11月30日には，吉川春子参議院議員からJMIU丸子警報器支部に対して祝電が届けられた[24]。また，2000年3月18日に「丸子警報器賃金差別撤回裁判勝利報告集会」が開かれた。ここで配布されたパンフレットには，1993年10月から99年11月までの闘争の記録がB4判用紙両面に記されている[25]。この報告会に出席できなかった人からもメッセージが寄せられ，裁判の勝利を祝い，これまでの労をねぎらっている。

おわりに

本稿では，「丸子警報器労組関係資料」を通じて丸子警報器事件を振り返ることを試みた。ここで紹介できたのはごく一部に限られているので，今後，資料の分析や活用がすすむことを期待したい。最後に，今回の資料整理の成果と課題を記しておく。

①［成果］短期間での公開

本資料は，2019年11月に受け入れを行ない，2020年7月にデータベースで目録を公開した。この期間の中には，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休校期間（2.5か月）が含まれているため，約6か月という短期間で公開にいたった。目録作成に仮目録を活用したこと，資材の調達がスムーズに行なえたとともに，資料担当兼任研究員や事務スタッフの協力を得たことが背景にある。

②［課題1］裁判資料が持つ特有の複雑さ

今回の整理は，仮目録をベースにして，「内容」欄の記述を中心に，目録全体の情報量を増やす，同定識別を容易にすることを目標に行なっている。とくに，裁判にかかわる証拠や陳述書などについては，事件番号や事件名を判明する範囲で記述するように心がけた。しかし，判断できない場合には，記述を行なっていないため，同一裁判の資料を検索した時に十分に抽出できるとは限らない。

裁判の事前の準備，地裁，高裁，弁護団や原告団での共有などのため，同じ証拠書類を繰り返して使用しており，本資料群にも副本（コピー）が大量に存在する。2つの証拠記号が採番されている場合もあり，目録を採る上で見極めるのに苦労した。

③［課題2］公開範囲

本資料群の公開により，現時点では，所定の手続きをとれば，資料の閲覧・利用が可能となった。公開にあたっては，一定程度の閲覧制限をかけることも検討を行なったが，事件が大きく知ら

(23)　丸子警報器労組関係資料 No.82。
(24)　丸子警報器労組関係資料 No.432。
(25)　丸子警報器労組関係資料 No.545-2。

れており，名前が公になっていること，「歴史資料としての公開」ということを踏まえて，無制限での公開となっている。たとえば，既刊の資料集ではマスキングされている情報が，マスキングなしで閲覧できる状態になっているので，閲覧・利用の際は，個人情報への配慮をお願いしたい。

（にいはら・あつひろ　広島県立文書館主任研究員／元法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

【付記】

「丸子警報器労組関係資料」については，2020 年 7 月にデータベースで公開し，2021 年 3 月の月例研究会において成果を報告した。その後，諸般の事情により，資料紹介という形でまとめるまでに，時間を要することになったが，本稿を契機に資料の分析や活用がすすむことを期待したい。